

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和3年12月28日
農 林 水 産 省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の3ただし書及び第83条の5第1項の規定に基づき、ゲンチアナバイオレットを含有する動物用医薬品及び医薬品の対象動物への使用を禁止することについて、令和3年11月4日から令和3年12月3日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

募集期間中にお寄せいただいた1件の御意見について検討を行い、御意見及び御意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめました。

このことから、公表した案のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成15年農林水産省令第70号）及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）

消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線 4532）